

財 関 第 6 2 5 号  
令和 2 年 6 月 2 5 日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中 江 元 哉

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和2年7月1日（ただし、下記第5については、同年9月20日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

税関様式C第1005号を別紙2のように改める。

第3 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第4 農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて（平成16年3月26日財関第330号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第5 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱い

について（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。